

F N o . 6 ・ 2 ・ 0  
令和元年10月1日

高齢者福祉施設 代表者 様

相模原市長 本村 賢太郎  
(公 印 省 略)

## 相模原市老人福祉法等に基づく施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 について（通知）

相模原市老人福祉法等に基づく施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成31年相模原市条例第12号。以下「条例」という。)の趣旨及び内容については、次のとおりです。

なお、本通知に記載のない解釈については、「養護老人ホームの整備及び運営に関する基準について（平成12年3月30日老発第307号）」、「特別養護老人ホームの整備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老発第214号）」及び「軽費老人ホームの整備及び運営に関する基準について（平成20年5月30日老発第530002号）」によって運営上の解釈とします。

### 第1 養護老人ホームについて

#### 1 暴力団の排除（条例第5条）

##### （1）施設長について

条例第5条第1項は、入所者を暴力団員等からの被害等から守るため、施設の施設長について、次に該当しない旨の規定を設けるものである。

ア 暴力団員等

イ 暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者

##### （2）運営について

条例第5条第2項は、事業所の運営について、次に掲げるものからの支配的影響を排除する規定である。

ア 暴力団

イ 暴力団員等

ウ 暴力団経営支配法人等

エ 暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの

## 2 記録の整備（条例第7条）

記録の整備及びその保存に関する規定である。記録の保存期間については、記録の種類に応じ保存期間が異なることに留意すること。

本規定については、措置費の返還請求の時効が5年であることから、これに必要な記録が5年間保存されるように設けたものである。

なお、文書の保存期間については、他法令等の規定により保存期間が定められている場合は、その保存期間又は条例に定める保存期間のいずれか長い期間とすること。

条例第7条第2項第2号に規定する市長が必要と認める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 措置費の請求、受領等に係る記録
- (2) 従業者の勤務の実績に関する記録
- (3) その他市長が特に必要と認める記録

## 第2 特別養護老人ホームについて

### 1 記録の整備について（条例第10条）

記録の整備及びその保存に関する規定である。記録の保存期間については、記録の種類に応じ保存期間が異なることに留意すること。

本規定については、措置費等の返還請求の時効が5年であることから、これに必要な記録が5年間保存されるように設けたものである。

なお、文書の保存期間については、他法令等の規定により保存期間が定められている場合は、その保存期間又は条例に定める保存期間のいずれか長い期間とすること。

条例第10条第2項第2号に規定する市長が必要と認める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 措置費及び介護給付費の請求、受領等に係る記録
- (2) 入所者から支払を受ける利用料の請求、受領等に係る記録
- (3) 従業者の勤務の実績に関する記録
- (4) その他市長が特に必要と認める記録

### 2 特別養護老人ホームの設備について（条例第11条）

- (1) 居室は、入所者の人権の尊重及びプライバシー保護の観点から、個室を原則とするが、次のとおり多床室を認めることとしたものである。

ア 夫婦が入所する場合のように、入所者へのサービスの提供上、居室の定員を2人とする必要が認められる場合は2人の居室を認めるもの

イ サービス利用に係る様々なニーズに対応するため、入所者のプライバシーに配慮するとともに、容易に個室に転換できるよう設計上の工夫を行う場合は、2人以上4人以下の居室を認めるもの

- (2) (1)のイの「入所者のプライバシーに配慮する」とは、入所者同士や外部からの

視線の遮断が確保されるよう家具やパーテーション等を設置することをいう。ただし、出入りに必要な箇所等を一部カーテン等とすることは差し支えない。なお、家具やパーテーション等の設置に当たっては、倒れにくいものにするなど安全に十分な配慮を行うほか、居室内の採光、換気等にも配慮した構造とすること。

(3)(1)のイの「容易に個室に転換できるよう設計上の工夫を行う」とは、居室の中に間仕切り等を設置することにより個室に転換することができるように、部屋の形状や入り口の構造等に配慮されているものをいう。

### 3 賠償すべき事態に備えた損害賠償保険へ加入

条例第8条の規定によりその例によることとされる特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号。以下「例による特別養護老人ホーム基準省令」という。)第31条第4項(例による特別養護老人ホーム基準省令第42条、第59条及び第63条において準用する場合を含む。)に規定する損害賠償を速やかに行うため、損害賠償保険に加入しておくこと。

### 4 ユニット型における便所の適当数

例による特別養護老人ホーム基準省令第35条第4項第1号二に規定する便所を居室ごとに設けず、共同生活室に設置する場合の適当数は、居室3室に対し1ヶ所の設置を標準とする。

## 第3 軽費老人ホームについて

### 1 記録の整備について(条例第15条)

第1の2に同じ。

### 2 賠償すべき事態に備えた損害賠償保険へ加入

条例第13条の規定によりその例によることとされる軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成20年厚生労働省令第107号。以下「例による軽費老人ホーム基準省令」という。)第33条に規定する損害賠償を速やかに行うため、損害賠償保険に加入しておくこと。

### 3 介護職員配置に関する説明内容の明確化

例による軽費老人ホーム基準省令第11条第8項に規定する介護職員のうち1人を置かないことについての同意は、入所者及び施設双方の保護の立場から書面によって確認すること。